

2 総合事業訪問介護

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位				
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)	(1) 1週に1回程度の場合	1176単位	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス1 1日割		日割の場合	÷30.4日 39単位	39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービス1 2		(2) 1週に2回程度の場合	2349単位	2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス1 2日割		日割の場合	÷30.4日 77単位	77	1日につき		
A2	1321	訪問型独自サービス1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3727単位	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス1 3日割		日割の場合	÷30.4日 123単位	123	1日につき		
A2	2411	訪問型独自サービス2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287	1回につき		
A2	2511	訪問型独自サービス2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179			
A2	2621	訪問型独自サービス2 3		(二) 所要時間45分以上の場合		220			
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		163			
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1日割			日割の場合 ÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2			(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2日割			日割の場合 ÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3			(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3日割			日割の場合 ÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2 1		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2 2			(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	1回につき	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2 3			(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	1回につき	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2	1回につき	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 1		業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 1日割				日割の場合 ÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 2				(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 2日割				日割の場合 ÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 3				(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 3日割				日割の場合 ÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算2 1			ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算2 2				(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	1回につき
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算2 3				(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	1回につき
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合			2単位減算	-2	1回につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1月につき
A3	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2				事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算		
A3	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算				
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算					
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算			1日につき		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算			1回につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算			1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算			1日につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算			1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算			1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算			1日につき		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算			1回につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算		200	1月につき		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算		100			
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算		200			
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算		50	1回につき		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の245/1000加算			1月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の224/1000加算					
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の182/1000加算					
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の145/1000加算					

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※長浜市では、事業対象者は項目(1321,2321)のサービスコードは使用できません

※ロについては、1月につき、イ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

3 生活支援型訪問サービス

サービスコード			サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目	給付率				
A3	1001	80	生活支援型訪問サービスⅠ	イ 生活支援型訪問サービス費 (Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2 (30分以内) 72単位	72	1回につき
A3	1002		生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	65	
A3	1003		生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅱ	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合 が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人 以上にサービスを行う場合を除く) ×88%	63	
A3	1011		生活支援型訪問サービスⅡ	ロ 生活支援型訪問サービス費 (Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2 (30分を超え1時間以内)	132	
A3	1012		生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	119	
A3	1013		生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅱ	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合 が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人 以上にサービスを行う場合を除く) ×88%	116	
A3	1021		生活支援型訪問サービスⅢ	ハ 生活支援型訪問サービス費 (Ⅲ) 事業対象者・要支援1・2 (1時間を超え1時間30分以内) 192単位	192	
A3	1022		生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	173	
A3	1023		生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅱ	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合 が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人 以上にサービスを行う場合を除く) ×88%	169	
A3	1031		生活支援型訪問サービスⅣ	ニ 生活支援型訪問サービス費 (Ⅳ) 事業対象者・要支援1・2 (1時間30分を超え2時間以内) 252単位	252	
A3	1032		生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	227	
A3	1033		生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅱ	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合 が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人 以上にサービスを行う場合を除く) ×88%	222	
A3	8211		高齢者虐待措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待措置未実施減算 所定単位数の1%減算		-1
A3	8212		高齢者虐待措置未実施減算Ⅰ・同一Ⅰ	生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×△1%		-1
A3	8213		高齢者虐待措置未実施減算Ⅰ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅰの所定単位数 65単位 ×△1%		-1
A3	8214		高齢者虐待措置未実施減算Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅱの所定単位数 63単位 ×△1%		-1
A3	8215		高齢者虐待措置未実施減算Ⅱ・同一Ⅰ	生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×△1%		-1
A3	8216		高齢者虐待措置未実施減算Ⅱ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅰの所定単位数 119単位 ×△1%		-1
A3	8217		高齢者虐待措置未実施減算Ⅲ	生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅱの所定単位数 116単位 ×△1%		-1
A3	8218		高齢者虐待措置未実施減算Ⅲ・同一Ⅰ	生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×△1%		-2
A3	8219		高齢者虐待措置未実施減算Ⅲ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅰの所定単位数 173単位 ×△1%		-2
A3	8220		高齢者虐待措置未実施減算Ⅳ	生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅱの所定単位数 169単位 ×△1%		-2
A3	8221		高齢者虐待措置未実施減算Ⅳ・同一Ⅰ	生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×△1%		-3
A3	8222		高齢者虐待措置未実施減算Ⅳ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅰの所定単位数 227単位 ×△1%		-2
A3	9211		業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算 所定単位数の1%減算		-1
A3	9212		業務継続計画未策定減算Ⅰ・同一Ⅰ	生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×△1%		-1
A3	9213		業務継続計画未策定減算Ⅰ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅰの所定単位数 65単位 ×△1%		-1
A3	9214		業務継続計画未策定減算Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅱの所定単位数 63単位 ×△1%		-1
A3	9215		業務継続計画未策定減算Ⅱ・同一Ⅰ	生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×△1%		-1
A3	9216		業務継続計画未策定減算Ⅱ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅰの所定単位数 119単位 ×△1%		-1
A3	9217		業務継続計画未策定減算Ⅲ	生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅱの所定単位数 116単位 ×△1%		-1
A3	9218		業務継続計画未策定減算Ⅲ・同一Ⅰ	生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×△1%		-2
A3	9219		業務継続計画未策定減算Ⅲ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅰの所定単位数 173単位 ×△1%		-2
A3	9220		業務継続計画未策定減算Ⅳ	生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅱの所定単位数 169単位 ×△1%		-2
A3	9221		業務継続計画未策定減算Ⅳ・同一Ⅰ	生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×△1%		-3
A3	9222		業務継続計画未策定減算Ⅳ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅰの所定単位数 227単位 ×△1%		-2
A3	1901		特別地域加算Ⅰ	特別地域加算 所定単位数の15%加算		11
A3	1902		特別地域加算Ⅰ・同一Ⅰ	生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×15%		10
A3	1929		特別地域加算Ⅰ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅰの所定単位数 65単位 ×15%		9
A3	1903		特別地域加算Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅱの所定単位数 63単位 ×15%		20
A3	1904		特別地域加算Ⅱ・同一Ⅰ	生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×15%		18
A3	1930		特別地域加算Ⅱ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅰの所定単位数 119単位 ×15%		17
A3	1905		特別地域加算Ⅲ	生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅱの所定単位数 116単位 ×15%		29
A3	1906		特別地域加算Ⅲ・同一Ⅰ	生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×15%		26
A3	1931		特別地域加算Ⅲ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅰの所定単位数 173単位 ×15%		25
A3	1907		特別地域加算Ⅳ	生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅱの所定単位数 169単位 ×15%		38
A3	1908		特別地域加算Ⅳ・同一Ⅰ	生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×15%		34
A3	1932		特別地域加算Ⅳ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅰの所定単位数 227単位 ×15%		33
A3	1911		小規模事業所加算Ⅰ	中山間地域等に おける小規模事業所加算 所定単位数の10%加算		7
A3	1912		小規模事業所加算Ⅰ・同一Ⅰ	生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×10%		7
A3	1933		小規模事業所加算Ⅰ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅰの所定単位数 65単位 ×10%		6
A3	1913		小規模事業所加算Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅱの所定単位数 63単位 ×10%		13
A3	1914		小規模事業所加算Ⅱ・同一Ⅰ	生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×10%		12
A3	1934		小規模事業所加算Ⅱ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅰの所定単位数 119単位 ×10%		12
A3	1915		小規模事業所加算Ⅲ	生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅱの所定単位数 116単位 ×10%		19
A3	1916		小規模事業所加算Ⅲ・同一Ⅰ	生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×10%		17
A3	1935		小規模事業所加算Ⅲ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅰの所定単位数 173単位 ×10%		17
A3	1917		小規模事業所加算Ⅳ	生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅱの所定単位数 169単位 ×10%		25
A3	1918		小規模事業所加算Ⅳ・同一Ⅰ	生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×10%		23
A3	1936		小規模事業所加算Ⅳ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅰの所定単位数 227単位 ×10%		22
A3	1921		中山間地域等提供加算Ⅰ	中山間地域等に 居住する者への サービス提供加 算 所定単位数の5%加算		4
A3	1922		中山間地域等提供加算Ⅰ・同一Ⅰ	生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×5%		3

サービスコード			サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目	給付率				
A3	1937		中山間地域等提供加算Ⅰ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅱの所定単位数 63単位 ×5%	3	
A3	1923		中山間地域等提供加算Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×5%	7	
A3	1924		中山間地域等提供加算Ⅱ・同一Ⅰ	生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅰの所定単位数 119単位 ×5%	6	
A3	1938		中山間地域等提供加算Ⅱ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅱの所定単位数 116単位 ×5%	6	
A3	1925		中山間地域等提供加算Ⅲ	生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×5%	10	
A3	1926		中山間地域等提供加算Ⅲ・同一Ⅰ	生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅰの所定単位数 173単位 ×5%	9	
A3	1939		中山間地域等提供加算Ⅲ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅱの所定単位数 169単位 ×5%	8	
A3	1927		中山間地域等提供加算Ⅳ	生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×5%	13	
A3	1928		中山間地域等提供加算Ⅳ・同一Ⅰ	生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅰの所定単位数 227単位 ×5%	11	
A3	1940		中山間地域等提供加算Ⅳ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅱの所定単位数 222単位 ×5%	11	
A3	2001		初回加算	ホ 初回加算 200単位加算	200	1月につき
A3	2011		生活機能向上連携加算Ⅰ	ハ 生活機能向上連携加算 100単位加算	100	
A3	2012		生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位加算	200	
A3	2013		口腔連携強化加算	ト 口腔連携強化加算 50単位加算（1月に1回を限度）	50	1回につき
A3	1501		処遇改善加算（Ⅰ）／Ⅰ	チ 介護職員等処遇改善相当加算（Ⅰ） (1)介護職員等処遇改善相当加算（Ⅰ） 生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×24.5%	18	1回につき
A3	1517		処遇改善加算（Ⅰ）／Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×24.5%	32	
A3	1533		処遇改善加算（Ⅰ）／Ⅲ	生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×24.5%	47	
A3	1549		処遇改善加算（Ⅰ）／Ⅳ	生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×24.5%	62	
A3	1601		処遇改善加算（Ⅱ）／Ⅰ	(2)介護職員等処遇改善相当加算（Ⅱ） 生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×22.4%	16	
A3	1617		処遇改善加算（Ⅱ）／Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×22.4%	30	
A3	1633		処遇改善加算（Ⅱ）／Ⅲ	生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×22.4%	43	
A3	1649		処遇改善加算（Ⅱ）／Ⅳ	生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×22.4%	56	
A3	1701		処遇改善加算（Ⅲ）／Ⅰ	(3)介護職員等処遇改善相当加算（Ⅲ） 生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×18.2%	13	
A3	1717		処遇改善加算（Ⅲ）／Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×18.2%	24	
A3	1733		処遇改善加算（Ⅲ）／Ⅲ	生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×18.2%	35	
A3	1749		処遇改善加算（Ⅲ）／Ⅳ	生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×18.2%	46	
A3	1801		処遇改善加算（Ⅳ）／Ⅰ	(4)介護職員等処遇改善相当加算（Ⅳ） 生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×14.5%	10	
A3	1817		処遇改善加算（Ⅳ）／Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×14.5%	19	
A3	1833		処遇改善加算（Ⅳ）／Ⅲ	生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×14.5%	28	
A3	1849		処遇改善加算（Ⅳ）／Ⅳ	生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×14.5%	37	

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善相当加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 集中支援型訪問サービス

サービスコード			サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目	利用者負担額(円)					
A4	1001	200	集中支援型訪問サービスⅠ	イ 集中支援型 訪問サービス費 (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (運動機能向上)		1回につき
A4	1002	200	集中支援型訪問サービスⅠ・初回			初回訪問時 150単位加算	
A4	1011	200	集中支援型訪問サービスⅡ	ロ 集中支援型 訪問サービス費 (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (栄養改善)		
A4	1012	200	集中支援型訪問サービスⅡ・初回			初回訪問時 150単位加算	
A4	1021	200	集中支援型訪問サービスⅢ	ハ 集中支援型 訪問サービス費 (Ⅲ)	事業対象者・要支援1・2 (口腔機能向上)		
A4	1022	200	集中支援型訪問サービスⅢ・初回			初回訪問時 150単位加算	

※ロ 集中支援型訪問サービス費(Ⅱ)、ハ 集中支援型訪問サービス費(Ⅲ)は、支給限度額管理の対象外の算定項目

6 総合事業通所介護

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービス1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,798 1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス1 1日割		日割の場合 ÷30.4日 59単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス1 2		事業対象者・要支援2	3,621単位	3,621 1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス1 2日割		日割の場合 ÷30.4日 119単位	119	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	436 1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス2 2		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	447単位	447	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1	高齢者虐待措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18 1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1日割			日割の場合 ÷30.4日 1単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36 1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2日割		日割の場合 ÷30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4 1回につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1日割		事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算1 1	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18 1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算1 1日割			日割の場合 ÷30.4日 1単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算1 2		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36 1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算1 2日割		日割の場合 ÷30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4 1回につき	
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算2 2		事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算	1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算	1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376 1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94単位減算	-94 1回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47 片道につき	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100 1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算		(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位加算	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ			(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位加算	160	
A6	6310	通所型独自サービス一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 2			事業対象者・要支援2	176単位加算	176
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 1		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 2			事業対象者・要支援2	144単位加算	144
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3か月に1回を限度)	100単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ 1			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20 1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ			(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40 1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の92/1000加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の90/1000加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の80/1000加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の64/1000加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A 6	8001	通所型独自サービス 1 1 ・定超	イ 1 週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,798単位	定員超過の場合× 70%	1,259	1月につき
A 6	8002	通所型独自サービス 1 1 日割・定超		事業対象者・要支援 1	59単位		41	1日につき
A 6	8011	通所型独自サービス 1 2 ・定超		事業対象者・要支援 2	3,621単位		2,535	1月につき
A 6	8012	通所型独自サービス 1 2 日割・定超			119単位		83	1日につき
A 6	8003	通所型独自サービス 2 1 ・定超	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	436単位		305	1回につき
A 6	8013	通所型独自サービス 2 2 ・定超		事業対象者・要支援 2 ※ 1 月の中で全部で 5 回から 8 回まで	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A 6	9001	通所型独自サービス 1 1 ・人欠	イ 1 週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,798単位	看護・介護職員が欠 員の場合×70%	1,259	1月につき
A 6	9002	通所型独自サービス 1 1 日割・人欠		事業対象者・要支援 1	59単位		41	1日につき
A 6	9011	通所型独自サービス 1 2 ・人欠		事業対象者・要支援 2	3,621単位		2,535	1月につき
A 6	9012	通所型独自サービス 1 2 日割・人欠			119単位		83	1日につき
A 6	9003	通所型独自サービス 2 1 ・人欠	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	436単位		305	1回につき
A 6	9013	通所型独自サービス 2 2 ・人欠		事業対象者・要支援 2 ※ 1 月の中で全部で 5 回から 8 回まで	447単位		313	

※中山間地域等へ居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※長浜市では、事業対象者は項目（1121,1122,1123,6108,6012,6104,8011,8012,8013,9011,9012,9013）のサービスコードは使用できません

※事業所が送迎を行わない場合については、「通所型独自サービス 1」を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、「通所型独自サービス 2」を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

7 活動支援型通所サービス

サービスコード					サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位		
種類	項目	給付率	種類	項目					給付率	
A7	1001	90	A7	1004	80	イ 活動支援型通所サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (半日・送迎なし) 286単位 (送迎相当47*2単位減)	286	1回につき	
A7	1002		A7	1005		活動支援型通所サービスⅠ・定超	定員超過の場合 ×70%	200		
A7	1003		A7	1006		活動支援型通所サービスⅠ・人欠	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	200		
A7	1011		A7	1014		ロ 活動支援型通所サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (半日・送迎あり) 380単位	380		
A7	1012		A7	1015		活動支援型通所サービスⅡ・定超	定員超過の場合 ×70%	266		
A7	1013		A7	1016		活動支援型通所サービスⅡ・人欠	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	266		
A7	1021		A7	1024		ハ 活動支援型通所サービスⅢ	事業対象者・要支援1・2 (全日・送迎なし) 308単位 (送迎相当47*2単位減)	308		
A7	1022		A7	1025		活動支援型通所サービスⅢ・定超	定員超過の場合 ×70%	216		
A7	1023		A7	1026		活動支援型通所サービスⅢ・人欠	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	216		
A7	1031		A7	1034		ニ 活動支援型通所サービスⅣ	事業対象者・要支援1・2 (全日・送迎あり) 402単位	402		
A7	1032		A7	1035		活動支援型通所サービスⅣ・定超	定員超過の場合 ×70%	281		
A7	1033		A7	1036		活動支援型通所サービスⅣ・人欠	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	281		
A7	8211		A7	8231		高齢者虐待措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待措置未実施減算 所定単位数の1%減算	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×△1%	-3	
A7	8212		A7	8232		高齢者虐待措置未実施減算Ⅰ・定超		活動支援型通所サービスⅠ・定超の所定単位数 200単位 ×△1%	-2	
A7	8213		A7	8233		高齢者虐待措置未実施減算Ⅰ・人欠		活動支援型通所サービスⅠ・人欠の所定単位数 200単位 ×△1%	-2	
A7	8214		A7	8234		高齢者虐待措置未実施減算Ⅱ		活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×△1%	-4	
A7	8215		A7	8235		高齢者虐待措置未実施減算Ⅱ・定超		活動支援型通所サービスⅡ・定超の所定単位数 266単位 ×△1%	-3	
A7	8216		A7	8236		高齢者虐待措置未実施減算Ⅱ・人欠		活動支援型通所サービスⅡ・人欠の所定単位数 266単位 ×△1%	-3	
A7	8217		A7	8237		高齢者虐待措置未実施減算Ⅲ		活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×△1%	-3	
A7	8218		A7	8238		高齢者虐待措置未実施減算Ⅲ・定超		活動支援型通所サービスⅢ・定超の所定単位数 216単位 ×△1%	-2	
A7	8219		A7	8239		高齢者虐待措置未実施減算Ⅲ・人欠		活動支援型通所サービスⅢ・人欠の所定単位数 216単位 ×△1%	-2	
A7	8220		A7	8240		高齢者虐待措置未実施減算Ⅳ		活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×△1%	-4	
A7	8221		A7	8241		高齢者虐待措置未実施減算Ⅳ・定超		活動支援型通所サービスⅣ・定超の所定単位数 281単位 ×△1%	-3	
A7	8222		A7	8242		高齢者虐待措置未実施減算Ⅳ・人欠		活動支援型通所サービスⅣ・人欠の所定単位数 281単位 ×△1%	-3	
A7	9211		A7	9231		業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算 所定単位数の1%減算	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×△1%	-3	
A7	9212		A7	9232		業務継続計画未策定減算Ⅰ・定超		活動支援型通所サービスⅠ・定超の所定単位数 200単位 ×△1%	-2	
A7	9213		A7	9233		業務継続計画未策定減算Ⅰ・人欠		活動支援型通所サービスⅠ・人欠の所定単位数 200単位 ×△1%	-2	
A7	9214		A7	9234		業務継続計画未策定減算Ⅱ		活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×△1%	-4	
A7	9215		A7	9235		業務継続計画未策定減算Ⅱ・定超		活動支援型通所サービスⅡ・定超の所定単位数 266単位 ×△1%	-3	
A7	9216		A7	9236		業務継続計画未策定減算Ⅱ・人欠		活動支援型通所サービスⅡ・人欠の所定単位数 266単位 ×△1%	-3	
A7	9217		A7	9237		業務継続計画未策定減算Ⅲ		活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×△1%	-3	
A7	9218		A7	9238		業務継続計画未策定減算Ⅲ・定超		活動支援型通所サービスⅢ・定超の所定単位数 216単位 ×△1%	-2	
A7	9219		A7	9239		業務継続計画未策定減算Ⅲ・人欠		活動支援型通所サービスⅢ・人欠の所定単位数 216単位 ×△1%	-2	
A7	9220		A7	9240		業務継続計画未策定減算Ⅳ		活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×△1%	-4	
A7	9221		A7	9241		業務継続計画未策定減算Ⅳ・定超		活動支援型通所サービスⅣ・定超の所定単位数 281単位 ×△1%	-3	
A7	9222		A7	9242		業務継続計画未策定減算Ⅳ・人欠		活動支援型通所サービスⅣ・人欠の所定単位数 281単位 ×△1%	-3	
A7	1901		A7	1913		中山間地域等提供加算Ⅰ	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×5%	14	
A7	1902		A7	1914		中山間地域等提供加算Ⅰ・定超		活動支援型通所サービスⅠ・定超の所定単位数 200単位 ×5%	10	
A7	1903		A7	1915		中山間地域等提供加算Ⅰ・人欠		活動支援型通所サービスⅠ・人欠の所定単位数 200単位 ×5%	10	
A7	1904		A7	1916		中山間地域等提供加算Ⅱ		活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×5%	19	
A7	1905		A7	1917		中山間地域等提供加算Ⅱ・定超		活動支援型通所サービスⅡ・定超の所定単位数 266単位 ×5%	13	
A7	1906		A7	1918		中山間地域等提供加算Ⅱ・人欠		活動支援型通所サービスⅡ・人欠の所定単位数 266単位 ×5%	13	
A7	1907		A7	1919		中山間地域等提供加算Ⅲ		活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×5%	15	
A7	1908		A7	1920		中山間地域等提供加算Ⅲ・定超		活動支援型通所サービスⅢ・定超の所定単位数 216単位 ×5%	11	
A7	1909		A7	1921		中山間地域等提供加算Ⅲ・人欠		活動支援型通所サービスⅢ・人欠の所定単位数 216単位 ×5%	11	
A7	1910		A7	1922		中山間地域等提供加算Ⅳ		活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×5%	20	
A7	1911		A7	1923		中山間地域等提供加算Ⅳ・定超		活動支援型通所サービスⅣ・定超の所定単位数 281単位 ×5%	14	
A7	1912		A7	1924		中山間地域等提供加算Ⅳ・人欠		活動支援型通所サービスⅣ・人欠の所定単位数 281単位 ×5%	14	
A7	1401		A7	1402		若年性認知症受入加算	ホ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240	1月につき
A7	1405		A7	1407		同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合	事業対象者・要支援1 376単位減算	-376	
A7	1406		A7	1408		同一建物減算2		事業対象者・要支援2 752単位減算	-752	
A7	1411		A7	1412		生活機能向上グループ活動加算	ヘ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100	
A7	1421		A7	1422		運動器機能向上加算	ト 運動器機能向上加算	225単位加算	225	
A7	2149		A7	2150		栄養アセスメント加算	チ 栄養アセスメント加算	50単位加算	50	
A7	1431		A7	1432		栄養改善加算	リ 栄養改善加算	200単位加算	200	
A7	1441		A7	1442		口腔機能向上加算Ⅰ	ヌ 口腔機能向上加算	150単位加算	150	
A7	2151		A7	2152		口腔機能向上加算Ⅱ		160単位加算	160	
A7	6310		A7	6311		一体的サービス提供加算	ル 一体的サービス提供加算	480単位加算	480	

サービスコード					サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目	給付率	種類	項目				
A7	2153		A7	2155	サービス提供体制強化加算Ⅰ 1	ヲ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算 事業対象者・要支援1	88単位加算	88
A7	2154		A7	2156	サービス提供体制強化加算Ⅰ 2	(1) サービス提供体制強化加算 事業対象者・要支援2	176単位加算	176
A7	1475		A7	1481	サービス提供体制強化加算Ⅱ 1	(2) サービス提供体制強化加算 事業対象者・要支援1	72単位加算	72
A7	1476		A7	1482	サービス提供体制強化加算Ⅱ 2	(2) サービス提供体制強化加算 事業対象者・要支援2	144単位加算	144
A7	1479		A7	1485	サービス提供体制強化加算Ⅲ 1	(3) サービス提供体制強化加算 事業対象者・要支援1	24単位加算	24
A7	1480		A7	1486	サービス提供体制強化加算Ⅲ 2	(3) サービス提供体制強化加算 事業対象者・要支援2	48単位加算	48
A7	2157		A7	2158	生活機能向上連携加算Ⅰ	ワ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3か月に1回を限度)	100単位加算	100
A7	1491		A7	1493	生活機能向上連携加算Ⅱ 1	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A7	1492		A7	1494	生活機能向上連携加算Ⅱ 2	運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100
A7	2159		A7	2160	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	カ 口腔・栄養スクリーニング加算 (1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20 1回につき
A7	1495		A7	1496	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5
A7	2161		A7	2162	科学的介護推進体制加算	ヨ 科学的介護推進体制加算	40単位加算	40 1月につき
A7	1501		A7	1525	処遇改善加算(Ⅰ)Ⅰ	タ 介護職員等処遇改善相当加算 (1)介護職員等処遇改善相当加算 活動支援型通所サービスⅠの所定単位数	286単位 × 9.2%	26 1回につき
A7	1507		A7	1531	処遇改善加算(Ⅰ)Ⅱ	(1)介護職員等処遇改善相当加算 活動支援型通所サービスⅡの所定単位数	380単位 × 9.2%	35
A7	1513		A7	1537	処遇改善加算(Ⅰ)Ⅲ	(1)介護職員等処遇改善相当加算 活動支援型通所サービスⅢの所定単位数	308単位 × 9.2%	28
A7	1519		A7	1543	処遇改善加算(Ⅰ)Ⅳ	(1)介護職員等処遇改善相当加算 活動支援型通所サービスⅣの所定単位数	402単位 × 9.2%	37
A7	1601		A7	1625	処遇改善加算(Ⅱ)Ⅰ	(2)介護職員等処遇改善相当加算 活動支援型通所サービスⅠの所定単位数	286単位 × 9%	26
A7	1607		A7	1631	処遇改善加算(Ⅱ)Ⅱ	(2)介護職員等処遇改善相当加算 活動支援型通所サービスⅡの所定単位数	380単位 × 9%	34
A7	1613		A7	1637	処遇改善加算(Ⅱ)Ⅲ	(2)介護職員等処遇改善相当加算 活動支援型通所サービスⅢの所定単位数	308単位 × 9%	28
A7	1619		A7	1643	処遇改善加算(Ⅱ)Ⅳ	(2)介護職員等処遇改善相当加算 活動支援型通所サービスⅣの所定単位数	402単位 × 9%	36
A7	1701		A7	1725	処遇改善加算(Ⅲ)Ⅰ	(3)介護職員等処遇改善相当加算 活動支援型通所サービスⅠの所定単位数	286単位 × 8%	23
A7	1707		A7	1731	処遇改善加算(Ⅲ)Ⅱ	(3)介護職員等処遇改善相当加算 活動支援型通所サービスⅡの所定単位数	380単位 × 8%	30
A7	1713		A7	1737	処遇改善加算(Ⅲ)Ⅲ	(3)介護職員等処遇改善相当加算 活動支援型通所サービスⅢの所定単位数	308単位 × 8%	25
A7	1719		A7	1743	処遇改善加算(Ⅲ)Ⅳ	(3)介護職員等処遇改善相当加算 活動支援型通所サービスⅣの所定単位数	402単位 × 8%	32
A7	1801		A7	1825	処遇改善加算(Ⅳ)Ⅰ	(4)介護職員等処遇改善相当加算 活動支援型通所サービスⅠの所定単位数	286単位 × 6.4%	18
A7	1807		A7	1831	処遇改善加算(Ⅳ)Ⅱ	(4)介護職員等処遇改善相当加算 活動支援型通所サービスⅡの所定単位数	380単位 × 6.4%	24
A7	1813		A7	1837	処遇改善加算(Ⅳ)Ⅲ	(4)介護職員等処遇改善相当加算 活動支援型通所サービスⅢの所定単位数	308単位 × 6.4%	20
A7	1819		A7	1843	処遇改善加算(Ⅳ)Ⅳ	(4)介護職員等処遇改善相当加算 活動支援型通所サービスⅣの所定単位数	402単位 × 6.4%	26

※中山間地域等へ居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善相当加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 集中支援型通所サービス

サービスコード			サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目	給付率					
A7	1101	90	集中支援型通所サービスⅠ	イ 集中支援型通所サービス費（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（運動機能向上・送迎あり）	345	1回につき
A7	1102		集中支援型通所サービスⅡ	ロ 集中支援型通所サービス費（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（運動機能向上・送迎なし）	251	

15 介護予防ケアマネジメント

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A F	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者、要支援1・2、要介護1・2・3・4・5 442単位	442	1月につき	
A F	2112	介護予防ケアマネジメントB		事業対象者、要支援1・2、要介護1・2・3・4・5 411単位	411		
A F	2113	介護予防ケアマネジメントC		事業対象者、要支援1・2、要介護1・2・3・4・5 442単位	442		
A F	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300単位加算	300		
A F	7001	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位加算	300	1回につき	
A F	9001	高齢者虐待措置未実施減算A	高齢者虐待措置未実施減算	所定単位数の1%減算	介護予防ケアマネジメントA/Iの所定単位数 442単位 ×△1	-4	1月につき
A F	9002	高齢者虐待措置未実施減算B			介護予防ケアマネジメントB/Iの所定単位数 411単位 ×△1	-4	
A F	9003	高齢者虐待措置未実施減算C			介護予防ケアマネジメントC/Iの所定単位数 442単位 ×△1	-4	
A F	9011	業務継続計画未策定減算A	高齢者虐待措置未実施減算	所定単位数の1%減算	介護予防ケアマネジメントA/Iの所定単位数 442単位 ×△1	-4	1月につき
A F	9012	業務継続計画未策定減算B			介護予防ケアマネジメントB/Iの所定単位数 411単位 ×△1	-4	
A F	9013	業務継続計画未策定減算C			介護予防ケアマネジメントC/Iの所定単位数 442単位 ×△1	-4	

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。